

## 乳牛のアニマルウェルフェア畜産認証基準

### 1. 理念

アニマルウェルフェア（Animal Welfare・家畜福祉）とは、家畜が最終的な死を迎えるまでの過程において、動物の生態や習性、生理に沿った飼育がなされ、ストレスから自由で、行動要求が満たされた健康的な生活ができる状態にあることをいう。そうした状態で家畜を飼育するシステムを「アニマルウェルフェア（AW）畜産」と呼ぶ。

近代的な集約畜産は、国民の食を支え、物質的充足を与える役割を果たしてきた。その一方で、高度に進んだ家畜改良や、大量の濃厚飼料を与え生産効率を重視した飼育管理などによって、畜産の本来あるべき姿が見失われ、動物たちに苦痛を強いている。

人間と同じように、家畜は高い認知能力や感受性、複雑な社会性を持ち、苦痛や恐怖を感じる存在である。家畜を取り巻くストレスによって、飼育環境に発生する新たな病原菌に対する抵抗力を失い、病気に感染しやすくなる、との獣医学的な解明もなされている。

したがって、より良い飼育条件や環境を提供することは、畜産の生産性や食の安全の向上にもつながり、経済的な利益をもたらす。

日本も加盟するOIE（世界動物保健機構。旧名国際獣疫事務局）は、「5つの自由」の国際原則の下、2005年の屠殺や輸送を皮切りにして、畜種ごとにAW畜産基準の策定を進めてきた。わが国においても、AW畜産の振興は喫緊の課題になっている。

こうした経緯を踏まえ、アニマルウェルフェアに配慮した畜産を推進し、AW畜産製品を消費者に届けるために、「5つの自由」に基づき乳牛のAW畜産認証基準を策定する。

### 2. 目的

この基準は、アニマルウェルフェアに配慮した生産の方法などを定めることによって、生産者の取り組みや飼養管理に関する情報を伝え、消費者が畜産製品を購入する際の選択の幅を広げていくことを目的とする。

### 3. 適用

この基準が適用されるのは、酪農経営などである。

### 4. 家畜の由来（畜産物を生産する家畜）

- (1)原則として、自らの経営内で本基準により飼養した乳牛から生産・育成した家畜とする。
- (2)やむを得ない理由により、(1)の方法によって乳牛を確保しがたい場合は、外部からの導入を認める。この場合は、乳牛の来歴の情報を開示すること。

## 5. 畜産の生産現場

一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会の審査委員は、「別表」に定める評価基準に基づき、動物・管理・施設の各ベースについて評価を行ない、各ベースとも80%以上に達することが認証の条件となる。

### (1) 動物ベース

- ① BCS（ボディ・コンディション・スコア）2.0以下の牛が1頭もない。
- ② 牛体の清潔さ、飛節や蹄の状態などが評価基準に適合している。
- ③ 飛節を除く部位に外傷のあるものが牛群の7%未満である。
- ④ 皮膚病を発症している牛が1頭もない。
- ⑤ 疾病・死廃事故頭数の被害率が地域の平均値以下である。
- ⑥ 第4胃変位の発生率が成乳牛頭数の1%以下である。
- ⑦ 除籍時の牛の月齢が地域の平均値以上である。
- ⑧ 異常行動が1頭もない。
- ⑨ 逃避・逃走反応スコアの平均値が評価基準に適合している。

### (2) 施設ベース

- ① 水槽の寸法と給水能力が評価基準に適合している。
- ② 評価基準に適合する暑熱対策を講じている。
- ③ 舎内の照度が70ルクス以上ある。
- ④ 牛舎内に80デシベル以上の断続的な騒音がない。
- ⑤ 牛舎内のアンモニア濃度が25ppm未満である。
- ⑥ 評価基準に適合した1頭あたり最低必要な牛床または畜舎の面積を備えている。
- ⑦ 搾乳、給餌、人工授精などの一時的な使用以外、スタンションを使用していない。
- ⑧ カウトレーナーは原則として使用しない。やむを得ず使う場合は、評価基準の条件を満たしている。
- ⑨ 清潔な消毒槽や評価基準をすべて満たした分娩房を設置・使用している。
- ⑩ 飼養頭数の110%以上の牛床数がある。
- ⑪ 評価基準に沿った放牧などの条件をすべて満たしている。
- ⑫ 牛体ブラシを設置しているか、全頭に対し、週1回以上ブラッシングをしている。

### (3) 管理ベース

- ① 濃厚飼料の給与量が乾物重量換算で平均採食量の50%以下である。
- ② 従事者1人あたり搾乳牛飼養頭数が30頭以下である。
- ③ 評価基準に適合する飼槽や水槽の清潔さが保たれている。
- ④ 迷走電流の測定器を用い、水槽周辺で検出された電圧が0.5ボルト未満である。

- ⑤ 哺乳子牛への初乳給与や給水が評価基準に適合している。
  - ⑥ 子牛の離乳時期や粗飼料の給与開始時期が評価基準に適合している。
  - ⑦ 牛床の軟らかさや滑りやすさ、清潔さが評価基準に適合している。
  - ⑧ 施設全体に飼養管理上で問題になるような欠陥がない。
  - ⑨ 断尾を1頭も実施していない（導入時に断尾されている場合などを除く）。
  - ⑩ 除角する場合は、評価基準に適合する方法で行なわれている。
  - ⑪ 副乳頭を除去する場合は、生後7日齢以内に行ない、それ以降は麻酔下で実施する。
  - ⑫ 評価基準に適合する方法で削蹄を行なっている（周年放牧の場合を除く）。
  - ⑬ 起立不可能な牛への対応が評価基準に適合している。
  - ⑭ 輪や脚輪、頭絡などを装着する場合、その器具が牛を傷つけないようにしている。
  - ⑮ 哺乳子牛へのミルクの給与や哺乳器具の洗浄が評価基準に適合している。
  - ⑯ 哺乳子牛へのミルクの給与や哺乳器具の洗浄が評価基準に適合している。
  - ⑰ カーフハッチや単飼ペンは、子牛同士がお互いを確認できる設備である。
  - ⑱ 8週齢以降の子牛は、獣医師の指示や伝染病など特別な理由がある場合を除き、群飼されている。
  - ⑲ 子牛を常時繫留する場合、適切な高さで行ない、70 cm以下の長さのロープで繫留していない。
  - ⑳ スタンガンや電撃棒など電気刺激を与える器具を使用していない。
- 21 死亡獣畜取扱場や化製場へ牛を搬入する場合、獣医師による安楽殺を行なった上で輸送している。

## 6. 認証の種類

- ① 動物・施設・管理ベースについて前記基準に達した農場に対し、「アニマルウェルフェア畜産実践農場」の認証状を交付する。
- ② 認証農場は、一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会が発行する認証ロゴマークの掲示などを行なうことができる。
- ③ 認証農場および認証農場の生産物を使用して牛乳や乳製品などを製造する事業者は、一定の手続きを経て、製品に認証ロゴマークを貼付することができる。
- ④ 認証ロゴマークは、以下の基準を満たしたものに発行する。
  - ※動物・施設・管理の各ベースとも 80%以上達成した認証農場および認証農場の生産物を使用して製造した牛乳・乳製品。
- ⑤ 審査委員による評価の結果、認証基準に達しない農場については、その結果を示した上、改善に向けた助言などを行ない、今後の認証取得に向けた取り組みを促す。

## 7. 情報公開

- (1) 認証農場および認証団体は、消費者などから上記飼養管理の記録などについて情報開

示要求があった場合は、速やかに情報を公開する。

(2)認証農場は、以下の項目について、インターネットなどを通じ公開するよう努める。

- ①当該認証基準以外で自ら順守している生産基準などの内容。
- ②当該畜産物の販売方法など。
- ③消費者との交流など、アニマルウェルフェア畜産の普及に関すること。

## 8. その他

- (1)審査委員は、当法人が実施するアニマルウェルフェアに関する研修会を受講した、研究者や獣医師などが務める。
- (2)同委員による認証農場に対する立ち入り検査は、原則として年2回（夏期と冬期）実施する。
- (3) 上記認証基準の施行から2年程度を目途に、評価項目や評価手法、認証の手順などの見直しを行なう。
- (4) 認証申請を行なった農場は、5年に1回以上、アニマルウェルフェアに関する研修会に参加する。
- (5) 認証を受けた農場は、乳牛を販売・淘汰した際の記録を3年以上残すとともに、獣医師による治療の記録などを整備・保管するよう努める。

(附則)

乳牛の「アニマルウェルフェア畜産認証基準」は、2016年7月1日から施行する。